

## 近大泉州

### 川崎・櫻井不当 処分裁判 高裁和解協議へ

9月22日(木)大阪高等裁判所・第74号法廷において、控訴審が開かれました。

控訴に至った理由は、大阪地裁堺支部の判決で、職場内における労働者の自由を全く考慮せず、川崎分会長長が組合ニュースを学園貸与のパソコンで表示させた行為及び櫻井副分会長が整理解雇を批判したピラを配布した行為が、形式的のみならず実質的にも、それぞれ就業規則違反に該当し、一定の懲戒処分を行うこと自体が合理性を有すると、誤った結論に至ったこと。

また、不当労働行為に該当するかどうか、労組法第7条の要件「①労働者が労働組合の組合員であること、もしくは労働組合の正当な行為をしたこと、②そのことの故をもって、③労働者に対する解雇その他の不利益な取扱がなされたことである(同条第1号)」を検討しないまま、不当労働行為ではないとしたこと。これらを不服としたものです。

控訴審は、この1回目で終結となりました。裁判長から結審の前に和解協議の提案があり、和解のための裁判官が指名され、すぐに法廷を後に11階の民事部の部屋へ移動しました。

双方弁護士と川崎・櫻井が入り、裁判官より地裁の示した和解案の確認と、双方の弁護士から和解協議内容の説明がなされました。ここで、私たちは理事長の個人責任の追及で和解が決裂したと理解していたのですが、学園は処分の取り消し事態ができないと拒否していたことが分かりました。すなわち、川崎と櫻井が反省の意を示し、文書を提出するなら処分を減じることにはできるが、取り消しはあり得ないと言うことだったのです。判決が示した懲戒処分の合理性を認めさせたかったのです。

短期決戦になりました。みなさんの署名や声を結集し地裁判決を覆せるよう、ご支援よろしくお願ひします。

次回の和解協議は10月6日と10月21日です。